

2025年度 第6回 理事会 抄録

日 時： 2025年12月6日（土） 14:05～16:14

場 所： 日本理学療法士協会会館

出席者：

理 事： 斎藤、大工谷、吉井、佐々木、高橋、湯元
白石、板倉、谷口、長谷川、森本

伊藤、内山、江草、大西、小川、沖原、熊崎、永野、野崎、松井、山根

監 事： 太田、櫻田、辺土名

欠席者

理 事： 岡持

監 事：

I. 審議事項

(全3題)

1. 定款細則の廃止について	(湯元副会長)	承認
定款細則の廃止について審議がなされ、総員賛成で承認された。		
(主な内容) 2023年の規程集に対する弁護士レビューを踏まえ、法令上定款に必須とされる事項や下位規程との重複掲載等が認められたことから、定款細則の掲載事項を定款および下位の各種規程へ統合し、定款細則を廃止することについて、審議がなされた。		

2. 定款の改正案について	(湯元副会長)	承認
定款の改正案について審議がなされ、総員賛成で承認された。		
(主な内容) 2023年度の規程集に対する弁護士レビューを踏まえ、法令上の必須事項の未記載への対応、定款細則の廃止および休会制度開始に伴う定款改正案を作成したことから、当該定款改正について審議がなされた。		

<改正内容>

* 法令で必須とされている条文変更（下位規程で定めていたもの）

第12条第1項第4号（委員の総会決議）、第20条第2項（会長候補者の総会決議）、

第28条、第34条、第35条、第36条、第37条（理事会等の権能を脅かすものではない機関の構成や機能等）

第20条第1項（役員になれるものの制限）

*法令違反になる条文

第21条第2項（「また」文以下の、会長の職務代理に関する文章）

*法令で新規に追加すべきとされているもの

第14条第5項（総会に当たっての電子提供措置）、第50条（法人の責務）

*休会制度開始に伴う変更

第10条第1項第1号

*定款細則廃止に伴う文言修正

第5条第1項第1号、第5条第3項および第4項、第10条第1項第1号

*定款に新規で追加した方が良いもの

第25条（役員資格喪失）

*法令で要求されていない事項

第12条第1項第4号、第41条第1項（付属明細書は総会での報告・承認を要さない）

*その他、正確を期するための文言修正等

(主な意見)

- ・第10条第5号「正会員において、都道府県理学療法士会における会員たる身分を失ったとき」は実際に起こり得るのか。
→起こり得る。都道府県士会で除名規程を設けており、都道府県士会が先に除名した場合は身分を失う。
- ・第20条5項内「会長候補者選出議案を提出する場合」について、本案の表現は、本来の権利と付随的な状況との主客が逆転しているように見受けられる。
- ・第28条第2項について、第1号および第3号と表現をそろえる観点から、第2号の文面にも「役員の求めに応じて」を加えてもよいと思われる。

3. 本会事務局職員と役員の兼任に係る就業規則改正（案）について	承認 (白石専務理事)
----------------------------------	----------------

本会事務局職員と役員の兼任に係る就業規則改正（案）について審議がなされ、過半数以上の賛成を得て承認された。

(主な内容)

2025年4月5日の理事会において「職員が理事に就任した場合の制限に関する就業規則改正案」を審議したが、慎重な対応が必要であるとの判断から、最終的に「議案差し戻し」となった。また、今後の対応について、まず、職員との意見交換を行い、その結果を踏まえて次回以降の理事会で改めて精査した改正案を提示することが合意された。

そのため、複数回にわたり職員との意見交換を実施し、併せて職員から寄せられた質問や意見に回答してきた。これまでの経緯を踏まえて常任理事会において協議した就業規則改正案を作成したことから、審議がなされた。

<就業規則改正案>

(休職) 第30条

現 行	(3) 公の職務につき、業務に支障があるとき
変更案	(3) 公の職務または本会の理事（ただし、常勤の場合を除く） の職務につき、業務に支障があるとき

(一般退職) 第34条

現 行	定めなし
変更案	(5) 本会の常勤理事に就任したとき

附則

現 行	定めなし
変更案	1 この規則は、休職、一般退職に関する規定等を改定し、令和 8年4月1日より施行する。

- 今回の改正案は、理事と職員の兼務を一律に禁止することではなく、会員としての権利を尊重しつつ、同時に公益法人として求められる「ガバナンスの強化」を重視した制度設計とした。
- 事前に職員と丁寧な意見交換を実施し、懸念点等に対して説明を行ってきた。当初の改正案に比べて反対意見は減少し、賛同の意見も得られているため合意できるのではないか。
- 常勤理事については、これまでも退職扱いとして運用してきたが、規定に明記がなく解釈の齟齬や誤解の可能性があった。そこで、「常勤理事に就任した場合は退職とする」ことを就業規則に明文化し、予見可能性を高めた。
- 非常勤理事については、職員業務との兼務が直ちに問題を生じさせるものではなく、現状においても支障は生じていない。ただし、兼務によって業務に支障が出た場合には休職とする制度を設け、ガバナンス上の問題が発生することを防ぐものである。
- 就業規則改正など職員理事に特別な利害関係がある場合には、決議には従来通り参加せず、必要に応じて一時離席し、その事実を議事録に記録するなど、利益相反の管理を行う。
- ガバナンスを確保するうえで重要なのは、理事となる人数や職位を機械的に制限することではなく、適切に管理できる明確なルールを整えることである。そのため、常勤理事就任時は退職、非常勤理事の業務支障時は休職とするなど、制度としてガバナンスを確保する仕組みとしている。

(主な意見)

- 理事会の構成員が同一組織に偏ってはならないとの規定はあるのか。
→公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の第5条第十一項に、同一団体に属する理事等が理事総数の3分の1を超えてはならない旨の規定はあるが、公益法人は対象外とされているため、本会の職員は該当しない。
- 「業務に支障がある」の取扱いについて、非常に公平かつ厳正にしておかなければならない。
- 非常勤理事が業務に支障をきたした場合、休職扱いとされた場合の生活について懸念がある。
- 常勤役員に就任する際には、協会の事務局員としては退職扱いとなり、従前の職場に復帰することは原則としてできないことが、役員業務に挑戦する際の心理的障壁となるのではないか。
→当該リスクについては十分に理解した上で立候補してもらう必要がある。また、選挙で落選した場合に協会で再雇用される保証はない。
- 休職を命じられたのち、どのタイミングで復職が可能なのか。

→休職期間が終了後、自動的に復職できる想定である。

- 就業規則の適用は、労働基準法や民法より優先順位が低いため、休職中も賃金を支払う必要があるのではないか、確認が必要である。

II. 報告事項

(全1題)

1. 懲戒処分について	(斎藤会長)	
懲戒処分について報告がなされた。		
(主な内容)		
2025年度上半期の会員不祥事案件2件について、懲戒委員会にて処分を決定したため、懲戒規程第19条の定めるところにより下記のとおり処分を告知したことを報告する。		
ロック	事案名	処分内容
中国	酒気帯び運転による交通事故	戒告
九州	電動キックボード窃盗疑いによる逮捕	会員権利停止3か月

(主な意見)

特になし

以上